

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		障がい者等訪問入浴サービス事業利用の決定
根拠法令等及び条項		栃木市障がい者等訪問入浴サービス事業実施要綱第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市障がい者等訪問入浴サービス事業実施要綱第4条、第5条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象者</p> <p>支援の対象者は、市内に居住する障がい者等で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 医学的な理由により、外出及び通所施設の利用が制限されている者</p> <p>(2) 身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難である者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めた者</p> <p>2 利用申請</p> <p>訪問入浴サービス事業を利用しようとする者は、訪問入浴サービス利用申請書（別記様式第1号）及び訪問入浴サービス用かかりつけ医診断書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。</p> <p>3 利用の決定等</p> <p>市長は、訪問入浴サービス利用申請書を受理したときは、訪問調査の上、利用の可否を決定し、訪問入浴サービス利用決定（却下）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。</p>	